

子ども医療費助成

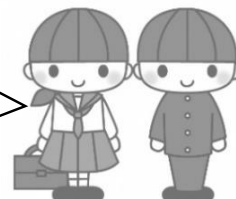


● 高校3年生までの医療費が無料です

以下の場合には更新手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき
- ・保護者が変わったとき
- ・お子さんの健康保険が変わったとき など

高校3年生まで
医療費無料！



● 助成を受けるには？

● 県内で受診 ※ 中学3年生まで	現物給付	受給資格証とマイナ保険証等を医療機関等に提出することで、保険診療の自己負担分が窓口で無料になります。
● 県外で受診 ※ 中学3年生まで ● 県内外で受診 ※ 高校生年齢の方	償還払い	医療費を支払後、下記の①～④を役場にお持ちください。手続き後、後日指定口座に振込します。 診療月の翌月以降受付 ① 領収証（氏名・保険点数等記載のあるもの） ② 健康保険の確認できるもの※1 ③ 印鑑（シャチハタ以外） ④ 振込先のわかるもの（保護者名義の預金通帳など） ※1 下記(1)～(4)のいずれか (1)健康保険証（有効期間内のものに限る） (2)資格確認書 (3)資格情報のお知らせ（A4版のお知らせ全体） (4)マイナポータルの健康保険情報画面（印刷又は提示）



⚠ 助成対象にならないものがあります

対 象	対 象 外	学校や保育園等でケガをしたとき
● 医科 ● 歯科 ● 調剤 ● 医師の診断に基づき医療保険の適用となる補装具等 ● その他医療保険の適用となるもの	● 入院時食事代、部屋代、ベッド代 ● 予防接種費用 ● 文書料 ● 医療保険を利用しない医薬品（薬局の風邪薬等） ● その他医療保険の適用とならないもの	子ども医療費助成ではなく 「 災害共済給付金 」 の対象となる場合があります。 詳しくは、<u>学校や保育園等にお問い合わせください。</u>

※ご加入の健康保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その金額を控除した残額が助成の対象となりますので、先に健康保険での手続きをお願いします。

※かかりつけ医を持つ、お薬手帳を活用するなど、適切な医療機関の受診にご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 立山町役場 住民課医療保険係（⑧番窓口） TEL：462-9940